

## SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークが関わる 行事等の共催、後援名義の使用に関する内規

### (目的)

第1条 この規程は、SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)が関わる行事等の共催、後援名義の使用に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

### (共催)

第2条 ネットワークは、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資すると認められる行事のうち、ネットワークに参加する団体が実施するものについて共催名義の使用申請があった場合は、共催名義の使用を許可することができるものとする。ただし、当該行事等にネットワーク参加団体を参加させることに努めるものとする。

### (後援)

第3条 ネットワークは、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資すると認められる行事等について後援名義の使用申請があった場合は、後援名義の使用を許可することができるものとする。

### (許可基準)

第4条 ネットワークの名義の使用は、次の各号に掲げる基準を全て満たす場合に許可するものとする。

- (1) 行事等の内容がネットワークの目的に沿った、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資する内容であること。
  - (2) 行事等の内容が公序良俗に反するものではないこと。政治的若しくは宗教的な意図を有するものではないこと。
- 2 前条に定める後援の主催者については、参加団体のほか、次の各号のいずれか一つに該当する場合に許可するものとする。

- (1) 国の行政機関(公社、公団等政府関係機関を含む。)
- (2) 地方公共団体(公社等地方公共団体関係機関を含む。)
- (3) 公益法人(宗教法人を除く。 )又はこれに準ずる法人

公益法人とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する法人を言う。

準ずる法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、学校法人、社会福祉法人、商工会議所等法人税法に規定する「公益法人等」、特定非営利活動法人をいう。

- (4) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- (5) その他上記各号に準ずると認められる者

### (申請手続き)

第5条 共催又は後援名義使用の許可申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に対象行事等の概要及び広報等の計画に関する資料を添付して、ネットワークに提出して行うものとする。

- (1) 主催者の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等の担当部署等の連絡先
- (2) 名義の使用許可申請の目的
- (3) 対象行事等の名称
- (4) 行事等の実施期間（期日）
- (5) 名義の使用期間
- (6) 行事等の実施場所
- (7) 対象行事等の参加者又は対象者の範囲及び参加見込者数
- (8) 共催者、後援者（予定を含む。）の名称並びに連絡先

2 許可申請は、原則として、対象行事等の開始の1か月前までに行うものとする。

（名義使用の条件）

第6条 名義の使用は、主催者もしくは参加団体が次の事項を順守することを条件とする。

- (1) 名義の使用期間は、許可の時から、対象行事等の終了の時（使用を許可する期間を特定の期日までに限る場合には、当該期日）までとすること。
- (2) 申請書に記載された前条第1項各号の事項に基づく実施計画により対象行事等を実施するものとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。
- (3) 対象行事等の終了後速やかにその実施結果をネットワークに報告すること。
- (4) 名義の表示は、対象行事等が明確となるように、かつ、ネットワークが主催者であるとの誤解を招くことのないように行うこと。
- (5) 名義の表示におけるネットワークの標記は、原則として、「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」の正式名称とする。

（ロゴマークの使用について）

第7条 ネットワークが共催、後援する場合には、別途定めるネットワークロゴマークの使用規定に基づき、ネットワークのロゴマークを使用することができる。

（名義の使用許可取消し）

第8条 ネットワークは、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第6条の名義使用の条件に違反したとき。
- (3) 第6条第2項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の行事等の内容が第4条の許可基準を満たさないこととなるとき。

（補足）

第9条 この内規に定めのない事項については、必要に応じて事務局が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年 6月24日から実施する。

この規程は、平成28年 4月21日から実施する。

共催、後援名義の使用に関する内規 新旧対照表

改正	現行
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(共催) 第2条 <u>ネットワークは、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資すると認められる行事のうち、ネットワークに参加する団体が実施するものについて共催名義の使用申請があった場合は、共催名義の使用を許可することができるものとする。ただし、当該行事等にネットワーク参加団体を参加させることに努めるものとする。</u></p> <p>(後援) 第3条 <u>ネットワークは、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資すると認められる行事等について後援名義の使用申請があった場合は、後援名義の使用を許可することができるものとする。</u></p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(共催の趣旨) <u>ネットワークの共催は、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資すると認められる、本ネットワークに参加する団体において実施される行事等について、その行事等の広報に際して用いるものとする。ただし、当該行事等に本ネットワーク参加団体を配置、又は参加させることに努めるものとする。</u></p> <p>(後援の趣旨) 第3条 <u>ネットワークの後援名義は、SATOYAMA イニシアティブの普及啓発等に資すると認められる行事等について、その実施に対しネットワークが賛同することを表示するため、事務局の許可に基づき、主催者等が当該行事等の広報等に際して用いるものとする。</u></p>

改正	現行
<p>(許可基準)</p> <p>第4条 ネットワークの名義の使用は、次の各号に掲げる基準を全て満たす場合に許可するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前条に定める後援の主催者については、<u>参加団体</u>のほか、次の各号のいずれか一つに該当する場合に許可するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる法人  公益法人とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する法人を言う。  準ずる法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、学校法人、社会福祉法人、商工会議所等法人税法に規定する「公益法人等」、特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(申請手続き)</p> <p>第5条 共催又は後援名義使用の許可申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に対象行事等の概要及び広報等の計画に関する資料を添付して、ネットワークに提出して行うものとする。</p> <p>(1) <u>主催者</u>の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等の担当部署等の連絡先</p>	<p>(許可基準)</p> <p>第4条 ネットワークの名義の使用は、次の各号に掲げる基準を全て満たす場合に許可するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 前条に定める後援の主催者について、<u>ネットワーク会員</u>のほか、次の各号のいずれか一つに該当する場合に許可するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる法人  公益法人とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する法人を言う。  準ずる法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、学校法人、社会福祉法人、商工会議所等法人税法に規定する「公益法人等」、特定非営利活動<u>法人</u>の法人をいう。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(申請手続き)</p> <p>第5条 後援名義使用の許可申請は、<u>対象行事等</u>に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に対象行事等の概要及び広報等の計画に関する資料を添付して、ネットワークに提出して行うものとする。</p> <p>(1) <u>主催者</u>もしくは<u>参加団体</u>の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等の担当部署等の連絡先</p>

改正	現行
<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>名義</u>の使用期間</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>(名義使用の条件)</p> <p>第6条 名義の使用は、主催者もしくは参加団体が次の事項を順守することを条件とする。</p> <p>(1) 名義の使用期間は、許可の時から、対象行事等の終了の時までとすること。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(ロゴマークの使用について)</p> <p>第7条 <u>ネットワーク</u>が共催、後援する場合には、別途定めるネットワークロゴマークの使用規定に基づき、ネットワークのロゴマークを使用することができる。</p>	<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>後援名義</u>の使用期間</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p> <p>(名義使用の条件)</p> <p>第6条 名義の使用は、主催者もしくは参加団体が次の事項を順守することを条件とする。</p> <p>(1) 名義の使用期間は、許可の時から、対象行事等の終了の時 <u>(使用を許可する期間を特定の期日までに限る場合には、当該期日)</u> までとすること。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(ロゴマークの使用について)</p> <p>第7条 <u>SATOYAMA</u> <u>イニシアティブ推進ネットワーク</u>が共催、後援する場合には、別途定めるネットワークロゴマークの使用規定に基づき、ネットワークのロゴマークを使用することができる。</p>

改正	現行
<p>(名義の使用許可取消)</p> <p>第8条 ネットワークは、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条</u>の名義使用の条件に違反したとき。</p> <p>(3) <u>第6条</u>第2項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の行事等の内容が第4条の許可基準を満たさないこととなるとき。</p> <p>(補足)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規程は、平成27年 6月24日から実施する。</p> <p><u>この規程は、平成28年 4月21日から実施する。</u></p>	<p>(名義の使用許可取消)</p> <p>第8条 ネットワークは、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条</u>の名義使用の条件に違反したとき。</p> <p>(3) <u>前6条</u>第2項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の行事等の内容が第4条の許可基準を満たさないこととなるとき。</p> <p>(補足)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規程は、平成27年 6月24日から実施する。</p>